

## 一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように一般事業主行動計画を策定する。

1 計画期間 2019(平成 31)年 4 月 1 日～2023(平成 35)年 3 月 31 日 (4 年間)

### 2 内 容

#### 目標 1 育児休業諸制度の促進を図る

《対策》 2019(平成 31)年 4 月～

- ・男性教職員の育児休業及び休暇取得促進
- ・教職員に対する育児休業制度の周知と理解の徹底

#### 目標 2 仕事と家庭の両立を図ることのできる環境整備の促進

《対策》 2019(平成 31)年 4 月～

- ・2013(平成 25)年 6 月 1 日から実施している毎週水曜「ノー残業デイ」の更なる促進
- ・年次有給休暇取得促進のための「年次有給休暇取得計画表」の作成と管理

#### 目標 3 地域における子育て支援

《対策》 2019(平成 31)年 4 月～

- ・尚絅子育て研究センター、附属こども園 地域子育て支援室どんぐりルーム「ころころ」の活動促進